

業務概要説明書

1. 業務名

名張市配食サービス事業

(名張市配食サービス事業実施要綱に基づき、名張市配食サービス事業の実施を委託する。)

2. 委託業務の内容等

(1) 食事の配達、容器回収

名張市が指定する地域を配達対象とし、利用者1人当たり1日1食、週3日を限度とし、おおむね午後4時～午後6時の間に夕食を日曜、年末年始等の休日を除いた週1～3日提供する。また、配食容器の回収を衛生管理に十分配慮して行う。

(2) 利用者の安否確認

食事の配達時に利用者の安否・体調確認を行い、記録し、1月ごとにまとめて名張市に報告する。利用者の体調不良等の緊急時には関係者、関係機関への連絡及び連携を行い、後日、名張市へ報告書を提出する。

(3) 事務処理等

利用者からの配食の日程変更、中止、再開等の利用変更、苦情、相談等を受け付け、その内容について名張市へ報告する。なお、事業利用申請に基づく利用決定は名張市が行う。また、事業に関する利用者名簿、利用者台帳、会計帳簿、業務日誌、コース記録、衛生管理の記録、事業実績報告書、事業提供票等の書類を整備し、名張市の指示に基づいて事務処理、帳簿処理等を行う。

(4) 利用料の徴収

受注者は、利用者負担額を利用者から徴収するものとする。なお、利用者負担額の徴収に要する費用は、受注者の負担とし、滞納した利用者負担額の回収については、名張市に状況を報告の上、同様に対応するものとする。

3. 遵守事項

(1) 事業に要する栄養士、調理師、配達員等の人員、調理施設、宅配用車両、器具類、配食容器等の備品等は、適正に事業を実施できるように、事業者の負担により自ら確保するものとする。

(2) 事業者は、事業に従事する職員について、高齢者の心身の特性、調理、衛生、配達、安否確認等事業に関する研修を行うものとする。

(3) 管理栄養士又は栄養士によるエネルギー量や塩分、栄養素等の栄養管理により、栄養の調和のとれた食事の提供を行うものとする。また、献立作成にあたっては、利用者である高齢者の摂取嚥下機能や疾患等の身体状況や要望に配慮するとともに

に、季節感を踏まえるなどできるだけ変化に富んだ献立内容となるよう努めるものとし、献立については事前に利用者及び名張市に提示するものとする。

- (4) 健康診断や検便等、適切な職員の健康管理を行うものとする。
- (5) 職員の清潔保持及び健康状態について、常時チェックする体制を整備するものとし、職員が食中毒の原因となる疾患又は感染する恐れのある疾患に罹患し、またはその疑いのある場合は、直接食品に接触する作業に従事させないこととする。
- (6) 調理施設、器具類、配食容器等についての衛生管理の手順を確立し、実行するものとする。
- (7) 食事については、適時適温や調理から喫食までの時間短縮など衛生管理に十分配慮し安全なサービス提供を行うものとし、利用者に対し受け取り後すぐに食べることを、食べ残しを保存して後で食べないことの周知徹底を図ることとする。
- (8) 宅配時に、会話等による利用者の安否、健康状態、食事摂取等の確認を行うこととし、不在時においても速やかに安否確認できる体制を整えたとともに、緊急時には迅速に関係機関との連絡が取れる体制を整備しておくこととする。
- (9) 配達時に、入院・入所、高齢者のみ世帯でなくなった等事業の対象者でないことの確認が取れた場合は、速やかに名張市へ報告することとする。
- (10) 事故等によりサービスの提供が困難になった場合の代替又は代行体制を確保しておくものとする。
- (11) 利用者台帳等個人情報の管理等を適切に行い、職員に対して個人情報保護を徹底させることとする。
- (12) 事業の実施にあたっては、常に食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うものとする。

4. 契約期間

委託事業の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 委託料

利用実績に893円（消費税込）を乗じて得た額とする。

なお、事業利用実績報告書及び事業提供票を翌月の10日までに、発注者に提出するものとする。

6. その他

この概要に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。